

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

名古屋センター 入居する名古屋農林総合庁舎の廃止に伴うセンター庁舎の
移転整備工事（うち用地等取得費分）

② 当事業年度中において継続中の主要な施設等の新設・拡充

農薬検査部 空調設備改修工事

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	-	-	10,110
資本金合計	10,110	-	-	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金51,935,799円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用、棚卸資産及び合同庁舎LED工事費に係る現預金であり、令和5年度発生額（51,429,644円）を取崩し、当該費用としました。

なお、令和4事業年度から令和5事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高387,880円は、令和4事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,985	86.7%
事業収益	42	0.6%
受託収入	4	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	131	1.9%
賞与引当金見返に係る収益	426	6.2%
退職給付引当金見返に係る収益	310	4.5%
雑益	1	0.0%
合 計	6,900	100%

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
2. 損益計算書上の財源状況を示しています。

② 自己収入に関する説明

(単位：千円)

区 分		金 額	概 要
受託収入		4,406	
諸収入	検査等手数料収入	22,433	GMP適合確認事業場の検査、輸出用飼料等の製造事業場の調査等による収入
	検定手数料収入	5,449	特定飼料等の検定による収入
	講習事業収入	10,120	農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習による収入
	その他の収入	12,538	抗菌性物質標準製剤の配布、肥料認証標準物質の配布等による収入
合 計		54,945	

注：１．単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
 ２．収入予算の決算状況を示しています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

① 社会貢献活動の推進

FAMICが行っている食品の安全と消費者の信頼の確保のための業務について理解を深めていただけるよう、施設見学、一般公開等を行っています。

ア 施設見学

全国８カ所（札幌市、仙台市、さいたま市、東京都小平市、横浜市、名古屋市、神戸市、福岡市）で施設見学を受け入れています。

なお、令和５年度は、合計44回、326名の方が利用されました。



標準的な見学コース



FAMICホームページにて紹介しています。



イ イベントへの出展

農林水産省「消費者の部屋」で「食の安全と消費者の信頼確保を科学の力で！」の展示を行ったほか、こども霞が関見学デーへのWeb出展、「農林水産祭 実りのフェスティバル」への出展（パネル展示）、「アグリビジネス創出フェア」へのブース及びWeb出展を行っています。



「消費者の部屋」展示の様子



「実りのフェスティバル」の様子

ウ 農薬検査部の施設見学・一般公開

農薬検査部では農薬や農薬の安全性審査について身近に感じていただけるよう、例年、施設の一般公開を行っています。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の理由から規模を縮小し、職員による、農薬についての講義「農薬のお話」と施設見学を2日間に分けて開催しました。



一般公開の様子

これまでの一般公開で人気だった実験コーナーで紹介していた科学実験について、また、令和3年度に設置した常設展示室について動画を新たに作成し公開しました。

さらに、小学生を対象に動画公開記念イベントを開催し、動画で紹介した科学実験の一部を実際に体験していただきました。



常設展示室



動画公開記念イベントの様子
(葉っぱスタンプ・こすり絵でしおりを作ろう)



FAMIC作成の科学実験動画 (YouTube)

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLAXebzsr9c11r1v22dU9uTdk35dNFYtcW>

一般公開・施設見学の詳細 (FAMICホームページ)
<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai/>



② 環境貢献活動の推進

業務活動の中での環境配慮については、「環境配慮の基本方針」及び「環境配慮への行動目標」を定め、取組を計画的・体系的に推進しています。詳細につきましては「環境報告書2024」（令和6年9月公表予定）をご覧ください。

環境配慮の基本方針	環境配慮への行動目標
1 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄	・各種関連法令や条例の遵守 ・廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 ・分析終了後の廃有機溶剤等の適正な処理 ・局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 ・その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
2 分析機器等の効率的利用	・省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
3 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	・水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組 ・物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 ・分別廃棄等によるリサイクルの促進
4 グリーン購入法に基づく調達への推進	・グリーン購入法に基づく調達の推進
5 役職員への環境教育の実施、FAMICの環境配慮への取組状況の発信	・上記1から4までの周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 ・定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信



環境貢献活動の一環として清掃活動を実施



の強みは、これまで蓄積してきた検査・分析をはじめとする専門的知見と技術力

は、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献する検査・分析機関であるため、検査・分析に係る信頼性の確保が重要であると考えています。このため、分析に関する国際規格であるISO/IEC17025に基づき業務及び技術管理を実施し、第三者機関によるISO/IEC17025の

FAMIC自身の自己適合宣言に取り組むとともに、目的に応じた精度管理を行い、検査・分析の信頼の確保に組織全体で取り組んでいます。

(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要

～サステナビリティに繋がるSDGsへの貢献～

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

FAMICは、みどりの食料システム戦略で2050年までに目指す姿としている、低リスク農業への転換、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量30%低減、有機農業の取組面積100万ha拡大等に、農薬、肥料、飼料といった農業生産資材及び食品などの検査、調査、分析を通じて貢献しています。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、2030年を年限とするSDGs (Sustainable Development Goals) の17の国際目標に、FAMICの業務は繋がっています。

① FAMICのSDGsへの主な貢献



FAMICは法律に基づいて、食品、農林水産物が
国内・海外両方に適切に提供されることにコミット！

○ 農業生産資材（農薬、肥料、飼料及び飼料添加物）の
検査等により、その安全性を確保し、食の安全確保、
国民の健康保護等に資する。

○ JAS又は食品表示基準が定められた農林物資等の
検査等により、これらの品質及び表示の適正化を図り、
消費者の利益の保護に資する。

○ ワークライフバランスの配慮、女性のキャリアアップ
等を通じ、社会貢献と働きがいとを両立する。

② 業務ごとのSDGsへの主な貢献

肥料及び土壌改良資材関係業務

- ・ 肥料法に基づく肥料の登録調査や立入検査を実施するとともに、地力増進法に基づく土壌改良資材の立入検査を実施し、農業生産力の維持増進および国民の健康の保護に貢献
- ・ 産業副産物の利用に関する技術協力、技術的知見の提供を通して廃棄物の発生の低減及び持続可能な食料生産システムの確保に貢献



農薬関係業務

- ・ 農薬取締法に基づく農薬の登録及び再評価に係る審査、農薬製造場の立入検査、試験施設のGLP調査を行い、農業生産の安定と国民の健康の保護に貢献
- ・ OECDによるガイダンス文書の作成や、国際食品規格の策定等を行うコーデックス委員会による残留農薬の国際規格の設定等に対して技術的知見を提供し、農薬行政の国際調和に貢献



飼料及び飼料添加物関係業務

- ・飼料安全法に基づき飼料等の立入検査、GMP適合確認等を行い、安全な畜産物の生産に貢献
- ・エコフィード（食品循環資源利用飼料）「認証制度に係る製造基準等適否確認の実施、回収食用油再生油脂に係る確認検査を通して廃棄物の有効利用による畜産物の生産に貢献
- ・有害な試薬を使わない公定法の開発を行い、試験者の健康保護と有害な化学物質の環境への排出低減に貢献
- ・WOAHコラボレーティング・センターとして世界の飼料安全の確保に向け、技術の標準化・普及等にご貢献



食品表示の監視に関する業務

- ・食品表示の適正化により食品の生産や流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することで、持続可能な生産消費形態の確保に貢献



日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- ・JASの制定、規格の国際標準化、JAS法に基づく検査、FAMIC認定制度の実施（JASaff認定）（P35参照）により、経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを整備
- ・農林水産物及び食品の輸出促進によって、輸出額を拡大し、国民の所得増加に貢献
- ・輸出促進法に基づき認定された、林産物に係る輸出促進団体が実施する日本産製材輸出標準の策定をサポートすることにより、森林の持続可能な経営に貢献
- ・JASaff認定の下でのオーガニック水産物生産者による継続的な活動を通じて、海の汚染を減らす養殖の発展に貢献
- ・農産物の機能性成分など強みのアピールや農福連携などの取組の推進により、生産者の所得増加に貢献



食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- ・実態データが不足している危害要因の情報収集や、国のサーベイランス・モニタリング計画に基づく分析業務を通して食品の安全性向上に貢献



その他業務

- ・食品の表示、JAS、農業生産資材に関する情報を講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン、SNS等を通じて提供し、事業者の技術力向上等にご貢献
- ・国際協力専門家としての職員の海外派遣や海外からの研修生の受入を通して海外諸国の技術能力及び食品の安全性の向上にご貢献



ダイバーシティ&インクルージョン

- ・リモートワーク環境などワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、女性のキャリアアップや育児との両立をテーマとした座談会を実施する等、ダイバーシティ&インクルージョンの取組を強化（P16参照）



8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

FAMICは、識別したリスクを評価し、これらを適切かつ効果的に管理・モニタリングするため、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、リスク評価・対応及びリスク管理について検討し、その結果を内部統制委員会に報告しています。

理事長の指揮の下、効率的・効果的な業務運営を推進するため、3つのディフェンスライン（防御線）の考え方※に基づきリスク管理を実施しています。リスク管理の仕組みは以下のとおりです。

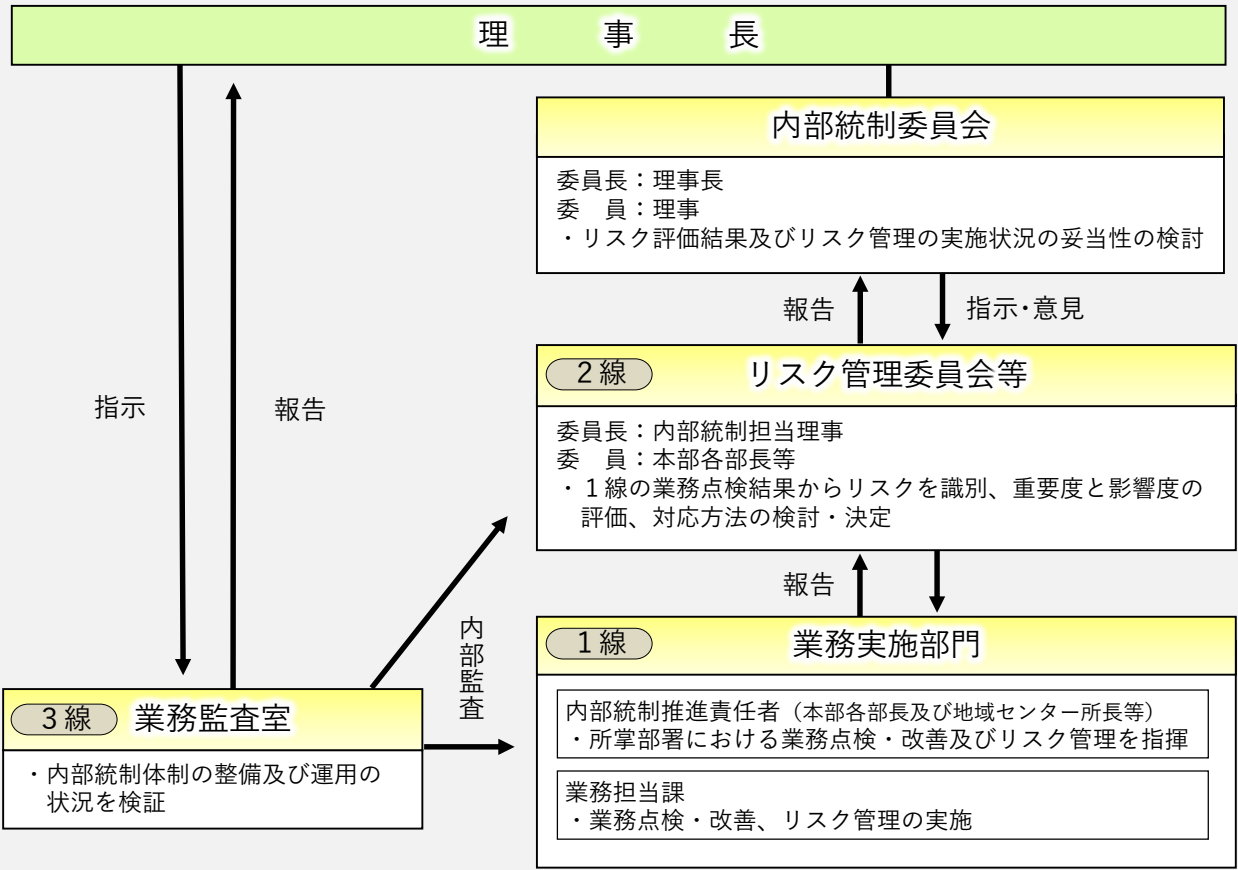
詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/

◇業務方法書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/doc/gyoumuhouhouhousoyo.pdf



※3つのディフェンスライン（防御線）

リスクとコントロールの有効な管理のためには、理事長の指揮の下で、3つの別々のグループ（1線、2線及び3線）が必要だという考え方を前提として役割と職務を明確にすることにより、リスクマネジメントとコントロールへの理解を深めることを目的としています。

1線：リスクとコントロールを所有し管理します。本部各部、地域センター等の業務実施部門が該当します。

2線：1線を支援してリスクとコントロールをモニターします。企画調整部、総務部及び消費安全情報部と、地域センター等の事業を統制する本部の各事業部及びリスク管理委員会が該当します。

3線：リスクマネジメントとコントロールの有効性に関して理事長に独立的なアシュアランスを提供する内部監査を行います。業務監査室が該当します。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

FAMICが保有する主要なリスク及びその対応状況は以下のとおりです。

① 事故・災害等の緊急時に関する対応状況

FAMICは、防災業務計画及び業務継続計画（BCP）を定め、計画に基づく訓練等を行うことにより、災害時の防災体制や農林水産省等との協力体制を整備し、災害発生時にも業務を円滑に継続する体制を整備しています。また、これらの計画を随時見直すことで、事故・災害等の緊急時に発生するリスクに備えています。

具体的には、令和5年度は、有事に混乱が生じるリスクに対し、本部及び地域センターで緊急連絡網を更新するとともに安否確認訓練等の防災避難訓練を実施しリスクへの対応を強化しました。

② 情報セキュリティインシデント発生時の対応状況

FAMICは、保有する情報の安全性を確保し維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針及び基準を定め、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図っています。

また、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じています。

具体的には、令和5年度は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日・サイバーセキュリティ戦略本部）に準拠するよう内部規定を整備・見直しするとともに、職場内連絡ツールによる不審メールの注意点の周知、標的型攻撃メール訓練、インシデント発生想定訓練等の実施により、リスクへの対応を強化しました。また、Web会議や在宅勤務制度に対応するICTソフトウェアに関する情報セキュリティのリスクを識別し、引き続き情報セキュリティ教育を実施し、リスクへの対応を強化しました。

③ 業務の執行に関する課題・リスクへの対応状況

令和5年度に、リスク管理委員会が業務の執行に関する主なリスクとして評価、整理したリスクは以下のとおりです。リスク管理委員会は、これらリスクへの対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクへの対応を強化しました。

表：リスク一覧（令和5年度）

主なリスク・課題	対応
物価高騰への対応	・ 効率的な予算執行に努めるとともに、創意工夫により事業計画達成を図る
農薬再評価への対応	・ 審査業務の効率化を図るとともに人員配置の見直し、新規採用等による人員の補充を検討。また、PC増設、マルチディスプレイの整備等によりテレワーク環境を改善
施設・設備・分析機器の整備	・ 業務に支障が生じないよう、耐用年数や現状に応じて適宜、更新、修繕・修理等を実施 ・ ヘリウムガスの供給逼迫により、分析業務に支障が出る可能性があるため、逼迫への対応を実施
技術力の維持・人材確保	・ 共同研究や論文投稿等の外部発信を推進。外部有識者と連携できる仕組みを検討 ・ 分析マニュアルや分析法の動画を整備し、定期的に研修を実施
名古屋センターが入居する名古屋農林総合庁舎の廃止（令和7年度末予定）	・ 東海・北陸地域の業務に支障が生じないよう、業務継続に向け、令和5年度中に移転候補先を決定し、令和6年度の設計の契約手続きの準備を実施
情報漏洩への対応	・ 外部への施行文書の作成方法、送付方法などの業務手順を点検・改善 ・ 課等を単位とする業務点検において、フォローアップを実施